

指標

医療安全を巡る最近の動向

常任理事 医療安全・医事法制部長

水谷 匡宏

はじめに

平成20年に医療事故の原因究明と再発防止のための「医療安全調査委員会設置法案（仮称）大綱案」が、国（厚労省、法務省、警察庁）から公表されたが、その後4年近くにわたり法制化による医療安全への取り組みは、自民党から民主党への政権交代などの政界異変の影響で停滞を余儀なくされた。

しかし、本年2月より「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討会」が厚労省でほぼ毎月1回の割合で開催されるようになり、ようやく医療版第三者委員会の設立をめぐり司法の関与などを含め新たな動きが出てきた。

そこで、医療安全に関係する各団体、組織ごとに最近の活動や反響などについて紹介する。

日本医師会関連

昨年6月に日医の医療事故調査に関する検討委員会の答申が出された。

その内容としては、すべての医療機関に院内事故調査委員会を設置すること。第三者機関として日本医療安全調査機構（モデル事業）を基本に、日医、日本医学会などの医療側関係団体による組織を再構築し、自律的に医療の質の向上に努めることがポイントとして提言された。これにより、日医は従来の厚労省大綱案の支持を転換し、医師法21条の改正（医療行為関連死に関しては警察への届け出義務の対象から外す）など民主党案、日本救急医学会の提言に沿った形に主張を変更した。

さらに昨年7月には日医総研の主催で、福島県立大野病院で産科医が不当逮捕された、いわゆる県立大野病院事件（平成16年）を含めた三大刑事訴訟事件のシンポジウムが開催された。この事件では、その当事者である主治医自らが会場に登壇し、逮捕から裁判で無罪判決を受けるまでの約2年間の苦悩を切々と訴えた。改めて、医療事故を刑事裁判で扱う

ことの限界と業務上過失致死傷罪は不適合であると認識させられた。

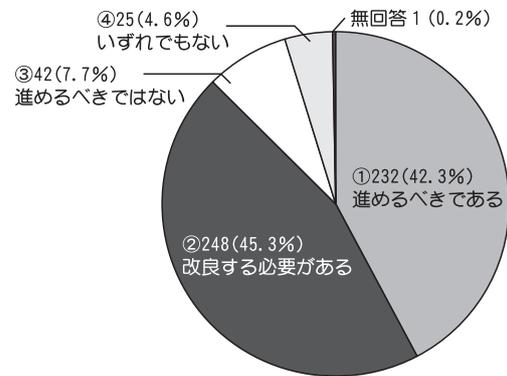
また10月には、47都道府県医師会と890郡市区医師会を対象に日医の答申に対するアンケート調査が実施された（回収率58%）。

その結果、（1）院内事故調査委員会の設置についての質問では設置に賛成、改良の上賛成が88%を占めた。なお道医の見解としては設置を義務化すべきではないものの基本的には賛成であると回答した（図1）。反対意見として一部の医師会からは、一人開業の診療所での設置は無意味で不可能との回答があった。

次に、（2）第三者機関の設置については94%が賛成もしくは改良の上賛成であった。道医の見解としてはこの機関が迅速に機能するかどうかは不確実であることと、構成員についても医療側からだけでは患者側から隠ぺいの疑念を抱かれかねないと回答した（図2）。

最後に（3）大きな問題となっている医師法21条の改正については、87%が賛成もしくは改良の上賛成であった（図3）。道医としては事故対応の「見える化」を進めることで刑事罰に直結させない方向性を主張すべきと回答したが、一部の医師会からは刑事訴追の免責は社会が認めないだろうとの反対意見があった。

なお、本年4月に就任した横倉会長は日医の今後の課題の一つに医療事故調査制度を取り上げ、医療安全のためのさまざまな仕組み作りを急いで行わなければ、外科系医師の減少を招くことになるだろうとの認識のもと、その改善策に向けて意欲を示した。



【設問】

「全ての医療機関に院内医療事故調査委員会を設置する」（答申3頁）についてどのようにお考えか、以下の中からお選びのうえ回答番号欄にご記入ください。また、選択された理由およびその他コメントをできるだけ具体的にお聞かせください。

- ①このしくみを進めるべきである
- ②このしくみには、下記の点を改良する必要がある
- ③このしくみを進めるべきではない
- ④いずれでもない

【結果】

回答番号	回答数	割合(%)
①	232	42.3%
②	248	45.3%
③	42	7.7%
④	25	4.6%
無回答	1	0.2%
合計	548	100.0%

図1 院内事故調査委員会の設置について

北海道医師会関連

これらの中央情勢を踏まえ、道医は昨年11月に日医の医療安全担当常任理事の高杉敬久氏を講師に招き「医療事故調査制度の創設に向けた基本的提言について」をテーマにした講演会を、郡市医師会の医療安全担当役員を対象に開催した。

その中で高杉常任理事は、制度創設に向けての一連の活動の中で、医療関連死については刑事訴追を受けないための法改正が必要であるとの見解を示し、今後についてもこの事項は決して譲れないものであると強調した。

なお、講演会後半には高杉常任理事から現場の医師からの率直な意見を直接聞きたいとの強い要望が出されたため、急遽医師法21条の問題点と改正の有無について、高杉常任理事と道医顧問弁護士の黒木俊郎氏、さらに札幌市医師会副会長の松家道治氏による三者討論を行った。また会場の参加者からも活発な意見が出された。結論としては日医の主張している医師法21条の改正あるいは廃止へ向けての提言（警察の関与を排除）については、現実的に無理があるのではとの意見が大勢であった。ただし、今後に関しては安全にして安心できる医療環境の整備のため、より一層の医療事故の原因究明とその再発防止に努めるべきであるとの結論を得た。

さらに平成24年度の道医の活動については新規事業として、事例に基づいた事故防止研修を目的に「北海道医療事故防止研修会」を開催することとした。この研修会では北海道大学病院医療安全管理部准教授の南須原康行氏と道医顧問弁護士の黒木俊郎氏を講師に招き、針刺し事故などの医療事故裁判例について、医療と司法の両面から問題点を検討するもの

である。7月より順次道内6ヵ所の医師会（苫小牧市、旭川市、小樽市、釧路市、岩見沢市、帯広市）で開催する。

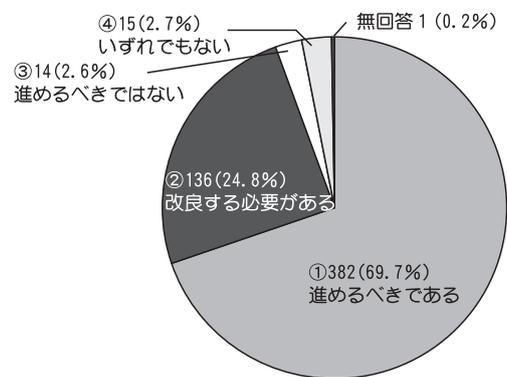
またそれとは別に、6月には第一回北海道医療安全研究会（医療安全研究会の主催、道医など関係団体の後援）が札幌で開催され、300名を超える多数の医療従事者が参加した。道医としてはこの研究会に参加した三師会、看護協会などの関係団体に対し広く連携を呼び掛ける予定である。

さらに昨年5月より、医療訴訟に際し医療側に立つ弁護士の医学知識の習得と向上をめざした札幌医学法律研究会を年4回の割合で開催している。

厚労省関連

冒頭にも記したように平成24年6月14日には「医療事故に係る調査の仕組みのあり方について」の4回目の検討部会が厚労省内で行われた。この調査の仕組みには目的、対象と範囲、組織の3点があり、部会の構成員からは「原因究明と再発防止」を目的に据えた上で、「死亡事例から拡大し、患者や遺族からの請求、さらに医療側からの要請にも対応する方向」で議論が進んでいる。さらに委員会の組織については院内事故調査を正確に行うこととの一致をみるも、第三者機関の構成員については医療側、患者側、司法側などの見解が分かれ、継続課題となった。今後も難航が予想され、結論を得る時期は見通しが立っていないのが現状である。

なお厚労省としては医療事故報告制度がうまく運用されるための基本的考えにWHOガイドライン（平成17年）の8項目に沿うことを想定している。その主な項目としては(1)非懲罰性（non-punitive）、



【設問】

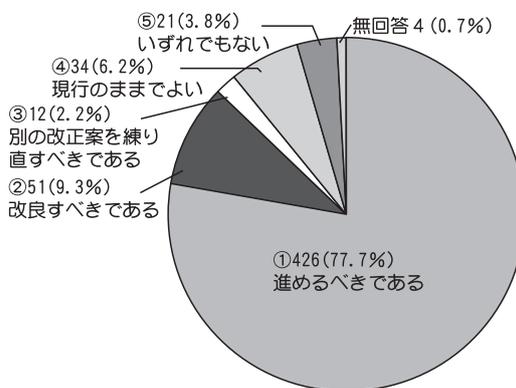
「医療界、医学界が一体的に組織・運営する「第三者的機関」による医療事故調査を行う」（答申5頁）についてどのようにお考えか、以下の中からお選びのうえ回答番号欄にご記入ください。また、選択された理由およびその他コメントをできるだけ具体的にお聞かせください。

【結果】

- ①このしくみを進めるべきである
- ②このしくみには、下記の点を改良する必要がある
- ③このしくみを進めるべきではない
- ④いずれでもない

回答番号	回答数	割合(%)
①	382	69.7%
②	136	24.8%
③	14	2.6%
④	15	2.7%
無回答	1	0.2%
合計	548	100.0%

図2 第三者機関の設置について



【設問】

「医師法21条の改正を行う」（答申5頁）についてどのようにお考えか、以下の中からお選びのうえ回答番号欄にご記入ください。また、選択された理由およびその他コメントをできるだけ具体的にお聞かせください。

【結果】

- ①この改正を進めるべきである
- ②この改正案は、以下の点を改良すべきである
- ③全く別の改正案を練り直すべきである
- ④そもそも医師法21条は原稿のままでよい
- ⑤いずれでもない

回答番号	回答数	割合(%)
①	426	77.7%
②	51	9.3%
③	12	2.2%
④	34	6.2%
⑤	21	3.8%
無回答	4	0.7%
合計	548	100.0%

図3 医師法21条の改正について

(2)秘密保持(confidential)、(3)独立性(independent)、(4)専門性(expert)、その他に信頼性、迅速性、システム指向、効果的が挙げられる。

専門学会関連

日医の提言の基本となった救急医学会案(平成21年)や近々の脳神経外科学会案(平成24年)が、医療安全を考える上で重要である。院内調査で不服案件となった例や重大で困難な案件に対しては、第三者委員会を開催しようとするもので、構成員は医療専門家と裁判経験を有する弁護士(医療側)と公正中立な立場の外部委員としている。さらに円滑な調査を行う上では、当事者が黙秘しないように懲罰は排除することが重要との見解を示した。

この脳神経外科学会案では医療事故調査はpeer reviewとしての「自律」した医療専門家による調査であるべきで、遺族やその関係者の不信感、処罰感情を払拭できないことと「自律」とは別の次元であるとしているのが特徴である。

患者側、マスコミ報道関係

本年6月には厚労省の約3年ぶりの事故調査再開を契機に「患者の視点で医療安全を考える連絡協議会」(患医連)主催の医療安全シンポジウムが国会議員会館ホールで開かれた。この会は患者側に立って

おり、主に第三者機関として医療機関から独立した事故調査委員会の早期設立を求める署名活動を行っているが、民主党など各政党にも患者主体の設立を訴えている。

また、マスコミ関係では、関係者のプライバシーを侵害したり社会生活を妨げるようなメディア・スクラムの問題や、放送倫理規制違反(平成11年、杏林大学割り箸事件における当事者主治医への誹謗、中傷)に対しての罰則規定の強化については、進展がみられていないのが現状である。

おわりに

これまで各関係団体、組織での医療安全の取り組みについて記述してきた。

最後に医療者側からみた医療安全、医療事故防止に関しては、医療行為における人的ミス(human error)は避けられないものであるとの前提で対応することが重要である。

医療安全の3つの柱に、(1)医療の質と安全性の向上、(2)医療事故例の原因究明と再発防止対策の徹底、(3)患者、家族との情報共有が挙げられようが、まさにこれらは今後の指標となりうる柱であり、これらを基本とした医療安全調査委員会の早期成立を願うものである。

北海道医師会

女性医師等支援相談窓口をご存知ですか?

北海道医師会では、お忙しい医師のために育児支援事業や仕事と家庭の両立を支援するために、現役の先輩医師による相談窓口を開設しています。詳しくは、以下の専用ホームページをご覧ください。

育児支援

病気や緊急時にご利用いただくもので、病院からの急な呼出し等で子どもを預けたい時、手術や急な残業でお迎えに間に合わない時、また、保育園・学童保育などで発病したがお迎えに行けない時などに当会が保護者に代わって送迎の手配を行うものです。

お悩みコーナー

ご相談内容に応じて、先輩医師が適切なアドバイスを行うことで問題解決の糸口につながる事ができればと考え、「お悩みコーナー」を設置しております。女性医師等が結婚・出産・育児等を機に離職することなくキャリアを継続していただくため、日頃考えていることや悩んでいることなどをお電話やメールなどでご相談いただくコーナーです。お気軽にご相談ください。

復職研修支援

復職を目指し研修を希望する女性医師等に対して、より身近な地域の医療機関において研修が受けられるよう、当会が医療機関へ委託し、研修を実施します。

北海道医師会 女性医師等支援相談窓口

●詳しくはこちらをご覧ください 「女性医師等支援相談窓口」専用ホームページ <http://www.hokkaido.med.or.jp/josei-dr-shien/>
●ご相談はこちらへ ☎ 0120-112-500 FAX 011-231-7272 E-mail josei-dr-shien@m.dou.jp
北海道医師会 〒060-8627 札幌市中央区大通西6丁目 <http://www.hokkaido.med.or.jp/>